

2019 年 10 月 8 日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面（3）

申立人（以下「組合」という。）は、本年 9 月 13 日付け大阪府労働委員会の求釈明に対して下記のとおり答える。

1 について

- (1) ■■■■組合員及び■■■■組合員の勤務状況についての被申立人（以下「学園」という。）準備書面（1）2 頁の記述は認める。
- (2) ■■■■組合員の勤務場所は本校である。
- (3) 組合が団交場所として求めているのは本校である。その理由は、組合員の多数が本校に勤務しているためである。組合員の職場が団交場所として最適であることは準備書面（1）で述べたとおりである。

2 について

学園が別組合と団体交渉を学内で行っていないとの主張は否認する。そのうち第一組合との団交時間・団交場所については不知である。第二組合との団交が就業時間内に本校会議室で行われたことについては、人証によって立証する。

学園は第一組合との団交を本校内で行ったことを認めており（学園準備書面（1）2 頁）、また第二組合との団交は就業時間内かつ本校内で行ったことは組合が立証することになるのであるから、組合が組合差別であると主張する別組合は第一組合及び第二組合の両方を指す。

3 について

学園が団交開始条件として当初示したのは、団交時間、団交場所、団交出席者事前通知、団交記録（乙第 3 号証）であった。その後組合からの要求を受けて団交記録についてはこれを撤回した（乙第 15 号証）。しかし、団交時間、団交場所、団交出席者事前通知についてはこれを団交開始条件とすることに固執した（乙第 15 号証、乙第 17 号証）。

学園は、「出席者の事前通知についても、申立人組合からこれに反対する理由の具体的な説明等はない」（答弁書 9 頁）と主張するが失当である。組合は、団交出席者については労使がそれぞれに決定するものであり、これを無視する使用者による組合自治への介入に反対した（乙第 12 号証）。その上で、学園が団交開始条件に固執して団交開始引き延ばしを行っている

ことから団交時間及び団交場所を指定して団交開始を求めた（乙第 14 号証）。しかるに学園は団交出席者氏名を開催日前日までに連絡することを求めた（乙第 15 号証）。

以上のおり、組合は、団交出席者事前通知は組合自治に反するものであるとの理由でこれに反対であることを通知したにもかかわらず、学園は前日までに通知することを団交開始条件として、団交時間、団交場所とともにこれにも固執して団交を開催しなかったのである。

以 上